

市民税課からのお知らせ

■確定申告や年末調整の扶養控除申告で 年少扶養親族の記載が漏れている場合はご相談を！

住民税においては、平成24年度から「年少扶養控除（16歳未満）」が廃止となりますが、住民税の「所得割や均等割の非課税の判定」は、所得額を基準として、年少扶養親族を含めた扶養親族や控除対象配偶者の人数を用いて判定します。

このため、年少扶養親族の記載が漏れていると、住民税の非課税の判定を正しく行うことができませんので、確定申告や年末調整の扶養控除申告では、年少扶養親族の氏名などを必ず記載する必要があります（下表参照）。なお、記載に漏れがある場合は、本庁・市民税課へご相談ください。

■確定申告書 2 表

■源泉徴収票(年末調整の結果が記載)

住民税に関する事項の「16歳未満の扶養親族」の欄

参考：控除対象配偶者や扶養親族がいる場合で、住民税が非課税となる人の基準

- 均等割（一律4,500円を課税）
前年中の合計所得が… {35万円×(本人+控除配偶者+扶養人数(年少扶養親族を含む))+21万円} ×0.8以下の人
- 所得割（所得から控除を差し引いた額に応じて課税）
前年中の合計所得が… {35万円×(本人+控除配偶者+扶養人数(年少扶養親族を含む))+32万円} 以下の人

たとえば… 本人の給与収入が300万円（所得額192万円）で、控除対象の配偶者と子ども3人（年少扶養親族を含む）の場合

- ①均等割の判定額：(35万円×5人+21万円)×0.8=156万8千円
課税・非課税の判定…192万円>156万8千円となるので ⇒ **課税**
- ②所得割の判定額：35万円×5人+32万円=207万円
課税・非課税の判定…192万円<207万となるので ⇒ **非課税**

※本人+控除対象の配偶者+子ども3人=5人

【問い合わせ先】本庁・市民税課 ☎1111内線1144

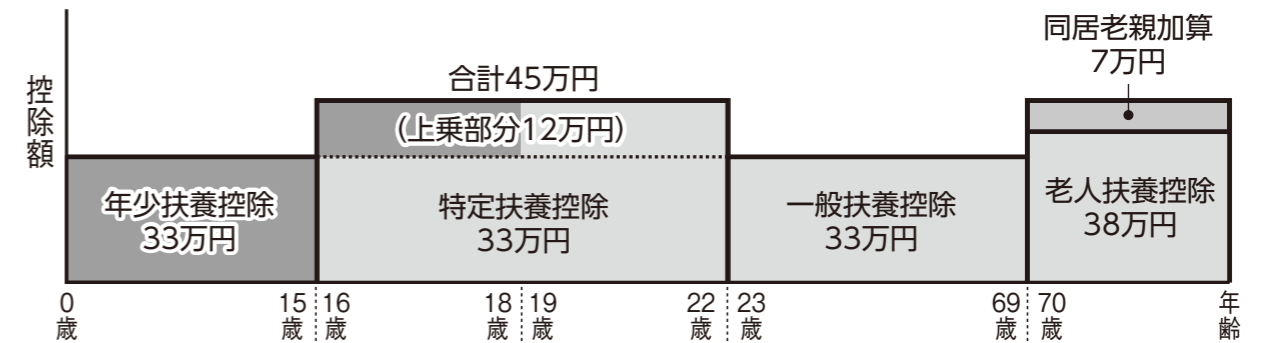
平成24年度から 個人住民税の扶養控除が変わります

平成23年分の所得税（国税）の扶養控除の改正に伴い、平成24年度から住民税でも扶養控除が変わります。

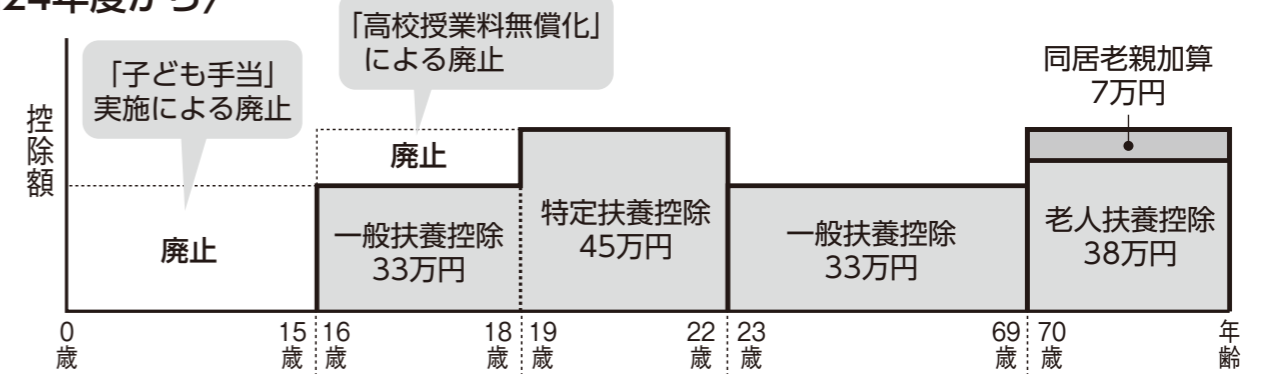
■変更の概要

- 年少扶養控除の扶養親族に対する扶養控除（33万円）が廃止
「子ども手当」の実施に伴い、16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止になります。
- 特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止
高校授業料の実質無償化に伴い、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、一般扶養控除（33万円）になります。

〈平成23年度まで〉



〈同24年度から〉



たとえば… 専業主婦の妻と子ども2人（14歳と16歳）を扶養している人の場合

扶養控除額	改正前	改正後
子ども(14歳)	33万円	0円
子ども(16歳)	45万円	33万円

給与収入額	住民税額	
	平成23年度	同24年度
300万円	13,500円	60,500円
500万円	140,000円	194,000円
700万円	298,000円	343,000円

※給与収入の1割を社会保険料控除と仮定して試算。実際の税額は個人の状況によって変わります。